

広島県告示第百九十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定によつて、昭和四十六年広島県告示第千九十四号で指定した安芸津港木谷地区の港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成二十一年三月二十六日

安芸津港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 地区名

安芸津地区（その三）

二 区域

基点一から基点一六までの各点を順次結んだ線及び最大高潮時の水際線によつて囲まれた区域

三 点の位置

基準点 四等三角点「新柳浦」東広島市大字木谷字柳浦一六七二―一（北緯三四度一分三〇秒六三三九、東経一三二度五〇分二四秒六三四八）

基点一 基準点から三二七度の方向五一六メートルの点

基点二 基点一から六五度の方向一四メートルの点

基点三 基点二から二〇一度の方向一四〇メートルの点

基点四 基点三から二二一度の方向七三メートルの点

基点五 基点四から三〇一度の方向二二メートルの点

基点六 基点五から二一〇度の方向七〇メートルの点

基点七 基点六から二〇三度の方向三一メートルの点

基点八 基点七から一九五度の方向二二メートルの点

基点九 基点八から一九一度の方向一九メートルの点

基点一〇 基点九から一八一度の方向二五メートルの点

基点一一 基点一〇から一八九度の方向四七メートルの点

基点一二 基点一一から一九三度の方向八〇メートルの点

基点一三 基点一二から一九四度の方向六七メートルの点

基点一四 基点一三から二〇三度の方向七〇メートルの点

基点一五 基点一四から一九一度の方向二二メートルの点

基点一六 基点一五から二八〇度の方向一〇メートルの点